

認知症高齢者と自動車運転

～新たな改正道路交通法と臨床現場への影響～

浜松市リハビリテーション病院は、静岡県より地域リハビリテーション推進事業の委託を受け、リハビリテーションに関連する研修及び技術指導の機会を設けております。

日時

2017年10月11日(水)
18:30～20:00(開場18:00)

会場

アクトシティ浜松
コンgresセンター 3階 31会議室

講師

高知大学医学部附属病院 神経科精神科 講師
上村 直人 医師

内容

2017年3月12日から75歳以上の免許更新者は交通違反の有無にかかわらず、講習予備検査で認知症が疑われる第一分類という結果となれば、臨時適性検査が命令され、医師の診察が義務化されました。そして、認知症と診断されれば運転免許が取り消しとなります。そのため、医師が運転に関する診断書を作成する機会が10数倍に増加することが見込まれております。したがって認知症の人の診療に関わる臨床医は、改正道路交通法や、医師の任意通報制度に熟知していることが求められます。

そこで今回、3月12日から開始された新たな改正道路交通法の医療への影響とその課題について述べることにします。

- 対象:リハビリテーション・福祉関係に関わる医療・介護従事者等
- 直接会場までお越しください

問い合わせ先:浜松市リハビリテーション病院

〒433-8511 静岡県浜松市中区和合北1丁目6-1

TEL:053-471-8331(代) FAX:053-474-8819